

## 日本海洋事業(株)行動計画

### 1. 目的

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)に基づき、女性が継続的に就業し活躍できる環境を整備するため、次のとおり行動計画を定める。

2. 計画期間:令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日(2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日)

### 3. 目標と取組内容・実施時期:

目標 1:採用に当たって女性への働きかけを強化し、女性の応募者数が全体の 20%以上となるようにする。

#### 〈取組内容〉

- 令和 7 年 4 月～ 採用活動を拡充し、学校訪問等に女性職員を参加させるなどの機会を増加させる。
- 令和 7 年 4 月～ ホームページに女性が働く状況を掲載する。

目標 2:男女の育休取得率と取得期間を 20%以上増加させる。

#### 〈取組内容〉

- 令和 7 年 4 月～ 対象社員になった社員に育児介護休業法改正の内容を含め、育児休業取得に関する情報を周知する。

目標 3:働きがいのある職場づくりを進めると共に、女性が継続して働きやすい職場環境を整備する。

#### 〈取組内容〉

- 令和 7 年 4 月～ 育児・介護に携わる社員が、継続して働きやすい仕組みづくりを推進する。
- 令和 7 年 4 月～ 新たな情報システムの導入や情報機器の整備を更に進めていき、働きやすい職場環境の整備を推進する。
- 令和 7 年 4 月～ 働きがいのある職場づくりのため、心理的安全性の確保、コミュニケーションの推進によるパフォーマンスの向上を目指す教育・研修の継続、および人材育成を推進する仕組みづくりを行う。

(ハラスメント防止、Team Resource Management(TRM))研修、人事制度の整備など)

以上